

保発0522第5号
令和2年5月22日

都道府県知事
地方厚生（支）局長 } 殿

厚生労働省保険局長
（公印省略）

「柔道整復師の施術に係る療養費の算定基準」の一部改正について

「柔道整復師の施術に係る療養費の算定基準」（昭和33年9月30日付保発第64号）について、その一部を次の表のとおり改正し、本年6月1日以降の施術分から適用することとしたので、貴管下の関係者に周知を図るとともに、円滑に取り扱われるよう御配慮願いたい。

(傍線部分が改正部分)

改正後

柔道整復師の施術に係る療養費の算定基準

初検、往療及び再検	
1. 初 検 料	1,520 円
2. 初検時相談支援料	<u>100</u> 円
3. 往 療 料	<u>2,300</u> 円
4. 再 検 料	410 円

注1. ～2. (略)

3. 往療距離が片道4キロメートルを超えた場合は、2,700円とする。

4. 夜間、難路又は暴風雨時若しくは暴風雪時の往療については、所定金額(注3. による金額を含む。)のそれぞれ100分の100に相当する金額を加算する。

5. ～6. (略)

改正前

柔道整復師の施術に係る療養費の算定基準

初検、往療及び再検	
1. 初 検 料	1,520 円
2. 初検時相談支援料	<u>50</u> 円
3. 往 療 料	<u>1,860</u> 円
4. 再 検 料	410 円

注1. ～2. (略)

3. 往療距離が片道2キロメートルを超え8キロメートルまでの場合については、2キロメートル又はその端数を増すごとに、所定金額に800円を加算し、片道8キロメートルを超えた場合については、一律2,400円を加算する。

4. 夜間、難路又は暴風雨時若しくは暴風雪時の往療については、所定金額(注3. による加算金額を含む。)のそれぞれ100分の100に相当する金額を加算する。

5. ～6. (略)

骨	折	整復料	後療料
1. 鎖	骨	<u>5,500</u> 円	} <u>850</u> 円
2. 肋	骨	<u>5,500</u> 円	
3. 上	腕 骨	<u>11,800</u> 円	
4. 前	腕 骨	<u>11,800</u> 円	
5. 大	腿 骨	<u>11,800</u> 円	
6. 下	腿 骨	<u>11,800</u> 円	
7. 手根骨、足根骨		<u>5,500</u> 円	
8. 中手骨、中足骨、指(手・足)骨		<u>5,500</u> 円	

注1.・2. (略)

骨	折	整復料	後療料
1. 鎖	骨	<u>5,400</u> 円	} <u>820</u> 円
2. 肋	骨	<u>5,400</u> 円	
3. 上	腕 骨	<u>11,700</u> 円	
4. 前	腕 骨	<u>11,700</u> 円	
5. 大	腿 骨	<u>11,700</u> 円	
6. 下	腿 骨	<u>11,700</u> 円	
7. 手根骨、足根骨		<u>5,400</u> 円	
8. 中手骨、中足骨、指(手・足)骨		<u>5,400</u> 円	

注1.・2. (略)

不全骨折	固定料	後療料
1. 鎖骨、胸骨、肋骨	<u>4,100</u> 円	} <u>720</u> 円
2. 骨 盤	<u>9,500</u> 円	
3. 上腕骨、前腕骨	<u>7,300</u> 円	
4. 大 腿 骨	<u>9,500</u> 円	
5. 下 腿 骨	<u>7,300</u> 円	
6. 膝 蓋 骨	<u>7,300</u> 円	
7. 手根骨、足根骨、中手骨、中足骨、指(手・足)骨	<u>3,900</u> 円	

注 (略)

不全骨折	固定料	後療料
1. 鎖骨、胸骨、肋骨	<u>4,000</u> 円	} <u>690</u> 円
2. 骨 盤	<u>9,400</u> 円	
3. 上腕骨、前腕骨	<u>7,200</u> 円	
4. 大 腿 骨	<u>9,400</u> 円	
5. 下 腿 骨	<u>7,200</u> 円	
6. 膝 蓋 骨	<u>7,200</u> 円	
7. 手根骨、足根骨、中手骨、中足骨、指(手・足)骨	<u>3,800</u> 円	

注 (略)

脱 臼	整 復 料	後 療 料
1. 顎 関 節	<u>2,600</u> 円	} <u>720</u> 円
2. 肩 関 節	<u>8,200</u> 円	
3. 肘 関 節	<u>3,900</u> 円	
4. 股 関 節	<u>9,300</u> 円	
5. 膝 関 節	<u>3,900</u> 円	
6. 手関節、足関節、指(手・足)関節	<u>3,900</u> 円	

注 (略)

打撲及び捻挫 (略)

備考1. ~ 8. (略)

脱 臼	整 復 料	後 療 料
1. 顎 関 節	<u>2,500</u> 円	} <u>690</u> 円
2. 肩 関 節	<u>8,100</u> 円	
3. 肘 関 節	<u>3,800</u> 円	
4. 股 関 節	<u>9,200</u> 円	
5. 膝 関 節	<u>3,800</u> 円	
6. 手関節、足関節、指(手・足)関節	<u>3,800</u> 円	

注 (略)

打撲及び捻挫 (略)

備考1. ~ 8. (略)